

仁川では、築港事業を以て水道敷設と相待ちて同港の死活を定むる大問題である。とまで主張して居る。仁川港の實況は『韓國の港灣』と題して記した中に精しく述べた通りであるから、ドウしても大きな資本を投じて思ひ切つた大仕掛けの改良を加ふる必要がある。之れを加へなければ仁川港は港灣としての價值が年々減じて行つて、或は近き將來に其の一半、乃ち大小月尾島の内面に爲つて居る内港のごときは、全く役に立たなくなるかも知れない。同地の居留民が其の築港事業を以て一の死活問題と爲し、之が助成を國庫に仰がんとするのは、決して無理でない——其の外、仁川に於て創設の必要ありと認められた公共事業は、(一)公立病院の新築、(二)公立小學校の増築、(三)小學校以上の實業學校設置、(四)公立避病院の建増、(五)道路の改修と開鑿、(六)居留地公共下水の改修、(七)居留地擴張等である。と同地當路者の説明であつたが、是等は大概居留民團の力で自營の出来るもので、必らずしも我が國庫の補助を仰がなければならぬと言ふほどのものではないが、其の中には既に政府から多少の特別下附金を得て着手したものもある。公立病院の新築のごときは即ち夫れてある。

釜山に於ても亦築港事業は重なる希望の一のやうである。是れも尤もな希望ではあるけれども、地形や、潮勢の關係から比較して見て、仁川ほどには急切を感ぜぬ。若し

我が國庫の財政が許せば、兩港一時に之を實行するに越したことはないけれども、さう言ふ譯に行かぬとすれば、先づ仁川の築港を竣へ、夫れから釜山に及ぼすやうにするの外はあるまい。夫れまでは京釜鐵道の終點の延長と、釜山棧橋の架設とを一日も速かにし、之に依つて出来るだけ交通運輸上の便利を計るやうに仕たならば、別段著るしき不都合を感ずることもなからう。多少の不都合は感ずるとしても、仁川港ほど見る／＼港灣の價值を減却すると言ふほどでもなからう——其の外、釜山では頻りに商業學校の設立を希望して居り、繰返し其の必要を説き聽かされた。孰れも尤もな希望であり、トテも各居留民團の力で自營することは出来ない事業であるから、事業の緩急と財政の都合とを見計らつて、出来るだけ之が助成を努むるの必要があると信ずる。

### 日韓協約

日本國政府及び韓國政府は兩帝國を結合する利害共通の主義を鞏固ならしめむことを欲し韓國の富強の實を認むる時に至る迄此目的を以て左の條款を約定せり

第一條 日本國政府は在東京外務省に依り今後韓國の外國に對する關係及事務を監視指揮すべく日本國の外交代表者及領事は外國に於ける韓國の臣民及利益を保護すべし

第二條 日本國政府は韓國と他國との間に存する條約の實行を全うするの任に當り韓國政府は今後日本國政府の仲介に由らずして國際的性質を有する何等の條約若し約束をなさないことを約す

第三條 日本國政府は其の代表者として韓國皇帝陛下の閣下に一名の統監(レジデント、セテラル)を置く統監は専ら外交に關する事項を管理する爲京城に駐

在し親しく韓國皇帝陛下に内謁するの權利を有す日本國政府は又韓國の各開港場及其の他日本國政府の必要と認むる地に理事官(レジデント)を置くの權利を有す理事官は統監の指揮の下に從來在韓國日本領事に屬したる一切の職權を執行し且本協約の條款を完全に實行する爲必要とすべき一切の事務を掌理すべし

第四條 日本國と韓國との間に現存する條約及約束は本協約の條款に抵觸せざる限總て其の効力を繼續するものとす

第五條 日本國政府は韓國皇室の安寧と尊嚴とを維持することを保證す

右證據として下名は各本國政府より相當の委任を受け本協約に記名調印するものなり(氏名略す)

明治三十八年十一月十七日

## 韓國の實情(畢)

### 韓國渡航の心得

韓國に渡航するもの、便宜の爲め、必要なる事項を簡單に掲げやう

先づ第一に何人も疑ひを抱くのは

#### 旅行券

のことであるが、韓國の渡航には之を携ふる必要がない、以前は其の必要があつたが、去る三十五年二月に移民保護法の改正があつて、其の法規中、單に『外國』とあつたのを『清韓兩國以外の外國』と更められてから、全く其の必要がなくなつた、随つて見せ金などを用意して行く必要もない、但し間行里程外、乃ち韓國の内地に旅行若くは行商せんとするには

#### 内地旅行取締規則

韓國の實情

があつて、其の規則に基づく通行券を携帶せねばならぬ、取締規則の全文は左の通りである

- 第一條 朝鮮國に寄留せる我が人民其の内地即ち間行里程に旅行若くは行商せんとするものは、必らず通行券を携帶すべし、地方官吏通行券を看んと請ふものあらば直ちに之を示すべし
- 第二條 内地旅行若くは行商せんと欲するものは、其願書に族籍、職業、住所、氏名、年齢及び旅行の目的、往復の道筋、若くは行商の地名、物品等を詳記し、身元引受人二名の連名を以て之を領事館に差出し、通行券の下附を乞ふべし
- 但し領事に於て通行券を下附し差支なしと認むるものは身元引受人を要せず
- 第三條 出願人若くは身元引受人の身上に關し、通行券を下附し不都合と認むる事故あるときは之を下附せざることをあるべし
- 第四條 通行券は旅行又は行商先きより歸着三日内に領事館に還納すべし
- 但し行商を以て營業と爲すものは此の限りにあらず
- 第五條 朝鮮國內地に旅行又は行商するものは其の地方の法令諸規則を遵守すべし
- 第六條 通行券を所持せず、内地に旅行又は行商したるものは

明治廿六年第十一號布告に照らし得金に處すべし

最初、上陸した開港場の旅館の主人に依頼すれば、其の手續を運んで呉れる、通行券下附に對する手数料は一圓とのことである、猶ほ言ふまでもないことであるが渡航の際

携帯品

は必要已むべからざるもの、外は、成るべく所持せぬが宜しい、と言ふのは、上陸の際、一たび必ず其の携帯品を海關に提出して検査を受けなければならぬ手續があり、若し又其の携帯品中、有税品があれば韓國税率に従つて夫れく課税せらるゝからである

携帯品を海關に提出して検査を請ふに不慣れのもの、商人たると、普通の旅客たるとを問はず、通關事務所に依頼するが宜しい、通關事務所の設

けが無い處では回漕店に依頼するが宜しい、さすれば左したる面倒もなく、時間を餘計に潰すこともなくして海關を通過することが出来る

サテ、其の次に

渡航の距離

はドノ位であるかと言ふことを調べて見るに、東京を起點とし、京城に到る距離は

區	間	距離
東京、神戶間		三七五
神戶、下關間		三二九
下關、釜山間		一一三
釜山、京城間		二七四
合 計		一、一〇〇

乃ち海陸を通じて丁度一千一百哩である、尤も下關、釜山間の距離は哩でなくて海里であり、且、釜山の上陸地點より京釜鐵道の第一ステーションたる草梁までは、約二十丁ほどあるから、東京、

京城間の距離を精密に計算すれば、一千二百哩よりは幾哩か延びるであらう、猶ほ京義鐵道の延長はザット三百哩ほどであるから、東京より韓國の國境たる義州までの總距離は、約一千四百哩ほどである、次に東京より京城に到る

渡航の時間

を調べて見るに、是れは東海道線、山陽線の汽車が最急行であると、さうでないに依つて多少の相違を生ずるが、最近に於ける最急の運轉時間を基礎として計算して見るに

區	間	時間
東京、神戶間		一五・二〇
神戶、下關間		一九・二五
下關、釜山間		一二・〇〇
釜山、京城間		一三・三三
合 計		五九・一八

韓國の實情

乃ち五十九時間と十八分を要する割合に爲るが、其の間に汽車より汽車に、汽車より船に、又船より汽車に乘換へる時間が必要であるから、結局、急ぎの旅でザット三晝夜も要すると見積れば大差あるまい、文明的利器の賜とは言ひながら、想へば早いものではないか、更に

渡航の費用

を計算して見るに、東京より京城に至るまでの汽車、汽船の賃錢は、左の通りである

區	間	一等	二等	三等
東京、神戶間		一一・三九	七・二三	四・一三
神戶、下關間		六・〇〇	四・五〇	三・〇〇
下關、釜山間		一一・〇〇	七・〇〇	三・五〇
釜山、京城間		一一・四五	八・三〇	四・一五
合 計		四二・八四	二七・〇三	一四・七八

乃ち一等で四十二圓八十四錢、二等で二十七圓三錢、三等で十四圓七十八錢である、尤も右の外

に少額ながら通行税もかゝる、汽車中の辦當代其他の雜費もある、昇降若くは乗換の際、多少の費用も必要であるから、最下等の方で旅行するにしてもザット二十圓はかゝると覺悟するが宜しい、猶ほ下關、釜山間は山陽鐵道會社の聯絡船が出来てから、多少運賃を引下げて前表通りにした爲め、

本文に於て『韓國渡航上の不便』を説く際に掲げたものとは、夫れだけ違ふやうに爲つて居るが、望みを言へば尙ほモット引下げて貰ひたい  
更に韓國沿岸の航海費及び京釜鐵道の賃金を詳細に示すのも必要であると思ふから、之を左に掲ぐる

韓國沿岸航海費

	大阪			神戸		
	洋食一等	和食一等	和食二等	洋食一等	和食一等	和食二等
博多	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00
門司	8.00	5.00	3.00	8.00	5.00	3.00
釜山	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00
仁川	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00
元山	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00

韓國の賃情

	仁川			海州			釜山			馬山			木浦			群山			仁川			鎮南浦			元山		
	洋食一等	和食一等	和食二等	洋食一等	和食一等	和食二等	洋食一等	和食一等	和食二等	洋食一等	和食一等	和食二等	洋食一等	和食一等	和食二等	洋食一等	和食一等	和食二等	洋食一等	和食一等	和食二等	洋食一等	和食一等	和食二等	洋食一等	和食一等	和食二等
長崎	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00
嚴原	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00
兼三浦	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00
何日里	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00
梨花浦	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00
龍巖浦	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00
新安東	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00
新溪湖	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00	10.00	7.00	5.00

韓國の賃情

是れは大阪商船會社の規定せるものであるが、猶ほ會社以外にも航海運漕の業に従事する船舶が少くない、随つて其の航海費に多少の差違はあるであらうが、大體に於ては之を標準として居るのである

京釜鐵道賃金

釜山、京城間

駅名	哩程	一等	二等	三等
草梁	一・八	一・八	一・四	一・一
釜山鎮	一〇・〇	一・八	一・四	一・一
龜浦	一八・三	一・八	一・四	一・一
勿洞	二二・八	一・八	一・四	一・一
三津	二九・五	一・八	一・四	一・一
密陽	三七・五	一・八	一・四	一・一
密陽	四四・九	一・八	一・四	一・一
密陽	五一・七	一・八	一・四	一・一
密陽	六六・五	一・八	一・四	一・一
密陽	七六・五	一・八	一・四	一・一

駅名	一等	二等	三等
新洞	八七・四	一・五	一・一
倭館	九三・四	一・六	一・一
若木	九七・九	一・六	一・一
金山	一〇四・〇	一・七	一・一
金泉	一一四・〇	一・七	一・一
秋風	一二四・七	一・八	一・一
黃淵	一三〇・〇	一・九	一・一
彌勒	一三五・九	二・〇	一・一
永同	一三九・五	二・〇	一・一
深川	一四六・三	二・〇	一・一
伊院	一五一・二	二・〇	一・一
沃川	一五九・〇	二・〇	一・一
增若	一六二・一	二・〇	一・一
太川	一六九・六	二・〇	一・一
坪村	一七五・三	二・〇	一・一
新津	一七八・三	二・〇	一・一
馬浦	一八一・六	二・〇	一・一
英江	一八六・二	二・〇	一・一
内板	一九三・三	二・〇	一・一
島院	一九二・八	二・〇	一・一
葛里	一九七・〇	二・〇	一・一
全里	二〇一・八	二・〇	一・一
小井	二〇六・五	二・〇	一・一

駅名	一等	二等	三等
天安	二一三・二	三・三〇	二・三
稷山	二一七・五	三・三六	二・三
成歡	二二〇・九	三・四〇	二・三
平澤	二二六・六	三・四八	二・三
四井	二三一・九	三・五五	二・三
振威	二三五・四	三・六一	二・三
烏山	二三八・一	三・六五	二・三
餅店	二四三・二	三・七二	二・三
水原	二四七・七	三・七八	二・三
富谷	二五二・六	三・八五	二・三
軍浦	二五五・〇	三・八七	二・三
安養	二五八・七	三・九三	二・三
始興	二六二・八	三・九九	二・三
永登浦	二六七・九	四・〇六	二・三
鷺梁津	二六九・九	四・〇八	二・三
龍山	二七一・三	四・一一	二・三
南大門	二七三・六	四・一四	二・三
四大門	二七四・二	四・一五	二・三
仁川	一・三	四・一	二・三
榎岬	二・四	四・一	二・三
牛角洞	七・八	四・一	二・三
富平	一・五	四・一	二・三

韓國の賃情

二等賃金は三等の二倍、一等賃金は三等の三倍である、  
京城、義州間及び三浪津、馬山浦間の軍用鐵道も先頃來、賃金を取りて普通の乗客を搭乗せしむるやうにして居ると言ふことだ

韓國に關する著述で、是れはと思はるゝものは、稍々古い方で信夫淳平氏の『韓半島』最近に公刊されたのは、加藤政之助氏の『韓國經營』松宮春一郎氏の『最近の韓國』及び幣原坦氏の『日露間の韓國』であらう、又岩永重華氏の調査編述せられし『韓國實業指針』も亦百般の事項に涉りて頗る參考に供すべきものである、其の外にも澤山あるであらうが、差當り我れ／＼の目に觸れたものは是れだけである、韓國に關する智識を得んと欲するものは、是等の著書をも同時に披閱せらるゝが宜しい

明治三十九年二月十五日印刷  
 明治三十九年二月十八日發行

定價金四拾錢

著者

圓城寺清  
 東京市牛込區喜久井町貳拾番地

發行者

染谷仙藏  
 東京市京橋區木挽町二丁目十三番地

印刷者

石川金太郎  
 東京市京橋區西紺屋町二十六七番地

印刷所

株式會社 秀英舍  
 東京市京橋區西紺屋町二十六七番地



發行所

東京市京橋區  
 弓町二十一番地

樂世社



圓城寺 清著

# 和戰兩様の準備

定價金三十五錢  
郵税金四錢

黒岩涙香君、本書に序して曰く、「和戰は一つのみ、和の準備ある者にして始て戰ふを得、戰ふの力ありて和始て全し、是故に余等同人平和の重んず可きを知り、又戰の避く可からざる場合あるを想ふ、圓城寺天山が此書に述る所、實に余等の意を得たり、我國戰ふか、天山の策を用ひざる可からず、和するか、天山の意に則らざる可からず、此一書小と雖も時務の急に應ぜり、當局の者本書の指示に従ふと云はゞ、余等復深く和戰の何れに決するを憂ひざる可し」と、以て本書の内容と價值とを知るに足るべし

圓城寺 清調査

## 政務資料 第一

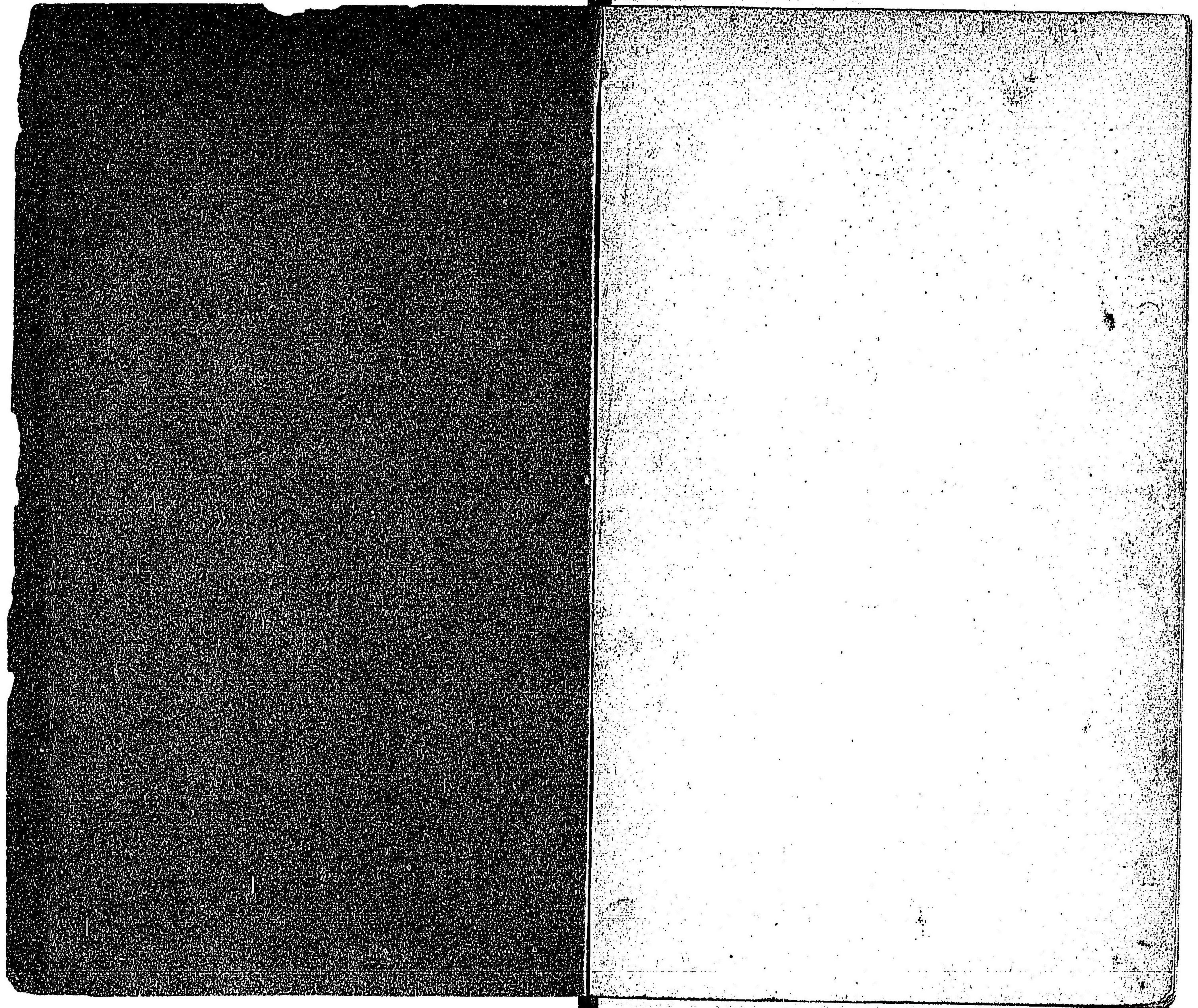
非賣品

圓城寺 清調査

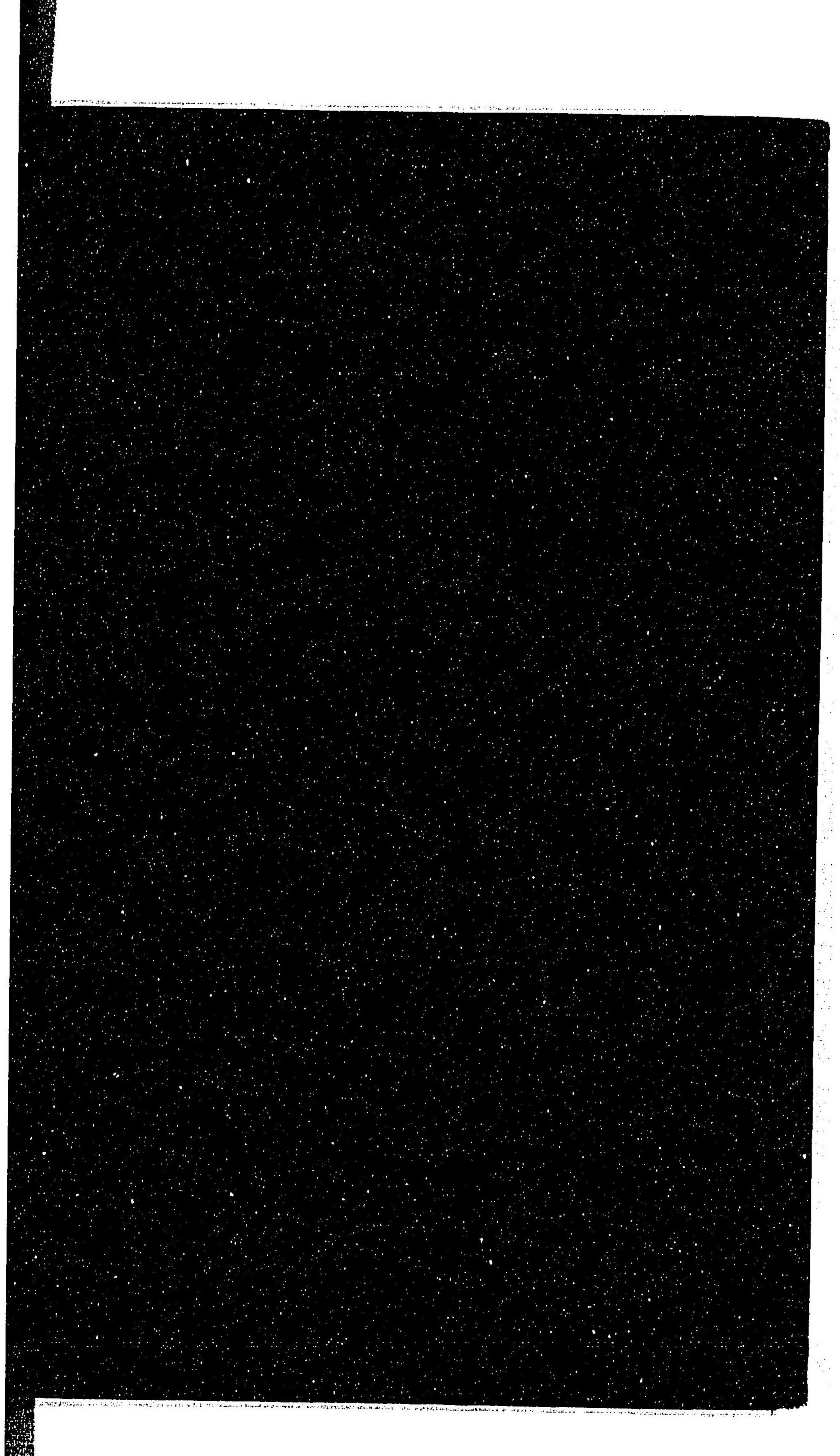
## 政務資料 第二

非賣品





27  
27



27  
272

026389-000-6

27-272

韓國之實情

圓城寺 清 / 著

M39

ADD-0041



